

事務局説明資料

令和7年6月20日
金 融 庁

金融庁におけるサステナブルファイナンスの推進に関する足元の主な取組

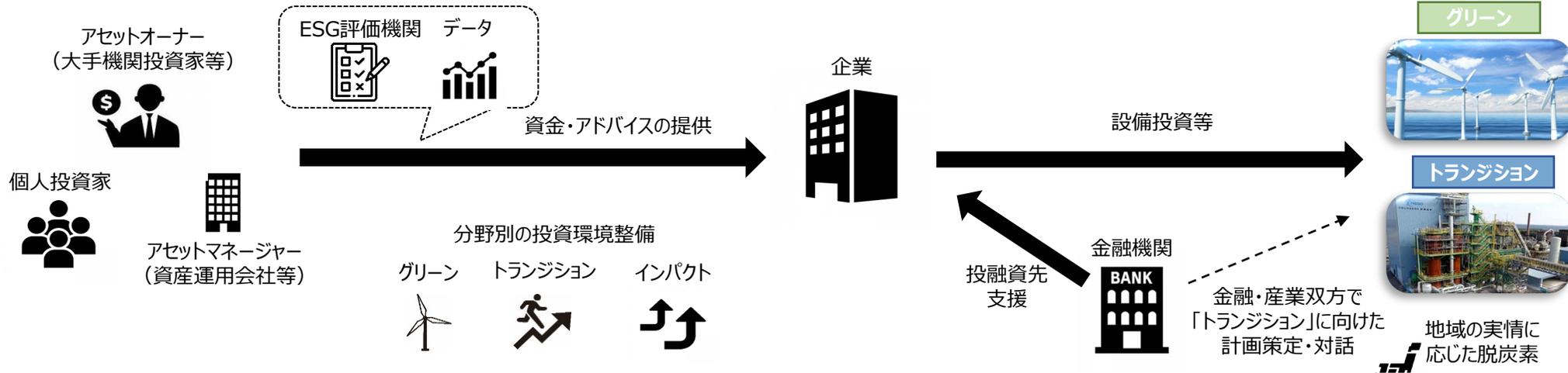
- 気候変動等の社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）を更に推進する。

市場制度の整備

- ・ 金融審議会で、**本邦におけるサステナビリティ開示の実施時期や対象、保証のあり方等**について議論
- ・ **「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」**（22年12月策定）を踏まえた対応状況等を把握し、更なる対応の要否等を今後検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- ・ **幅広い投資家への投資機会の拡充**に向けた、**投資家の特性等を踏まえた投資機会のあり方等**について、サステナブルファイナンス有識者会議で報告書を公表予定



分野別の投資環境整備

- ・ 政府全体でGX2040ビジョン等が策定される中、関係省庁と連携し、指針改訂等を通じ、**トランジション・ファイナンスを推進**。国際的にも、「**アジアGXコンソーシアム**」を通じて発信
- ・ **インパクト投資**の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ・指標、投資手法、地域の事例等につき**官民協働の「インパクトコンソーシアム」**で議論

脱炭素に係る取組

- ・ 金融機関における気候変動対応についての基本的な考え方（「ガイドンス」）を策定（22年7月）。**金融機関における気候関連金融リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認し、報告書を公表**
- ・ **カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等**について、「検討会」で報告書を公表

(参考) サステナブルファイナンスの推進に関する取組の全体像

2024年7月までの取組の進捗

2024年7月以降実施された/実施予定の取組

市場制度の整備

企業開示

- サステナビリティ開示基準の草案の提示(24年3月)[SSBJ]
- 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG」の設置(24年3月)

- サステナビリティ開示基準の最終化(25年3月)[SSBJ]
- サステナビリティ開示の実施時期や対象、保証のあり方等につきWGで議論

データ基盤

- 温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充[投資家・企業等]
- 国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供[NZDPU]

- 官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等
- 国内の制度整備の状況を踏まえ、NZDPUのデータの拡充に貢献

評価機関

- 「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の策定(22年12月)
- 評価機関26社、データ提供機関16社が行動規範に賛同(24年12月末時点)

- 行動規範に賛同したESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握、更なる対応の要否等を今後検討

関係者への浸透

- サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論「ダイアログ」の「対話から得られた示唆」の公表(24年7月)

- 投資家の特性等を踏まえた投資機会のあり方等につきサステナブルファイナンス有識者会議で報告書を公表予定

分野別の投資環境整備

グリーン

- 国際原則との整合に向けたグリーンボンド等ガイドライン等の見直し[環境省]

- グリーンボンド等ガイドラインの改定(24年11月)、「グリーンプロジェクトに寄与する事業の考え方」の公表(25年5月)
- グリーンファイナンス市場の中長期的な発展に向けた報告書を公表予定[環境省等]

トランジション

- 「GX推進戦略」(23年7月)、「分野別投資戦略」の公表等(同年12月)[経済産業省等]

- 「GX2040ビジョン」の策定(25年2月)[経済産業省等]
- 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の改訂(25年3月)[経済産業省等]

インパクト

- 官民連携の「インパクトコンソーシアム」の立ち上げ(23年11月)
- インパクト投資の「基本的指針」の策定(24年3月)

- インパクト投資の地域の取組事例や投資手法につき「インパクトコンソーシアム」で議論・とりまとめ(25年6月)

ソーシャル

- 「ソーシャルボンドガイドライン」(21年10月)、「指標例」の公表(22年7月)[金融庁等]

- 民間当事者での発行の実務拡充等

脱炭素に係る取組

金融機関のリスク管理

- 金融機関における気候変動対応についての基本的な考え方(「ガイドランス」)の策定(22年7月)
- シナリオ分析の試行的取組を実施し報告書を公表(22年8月)

- 「気候関連リスクモニタリング室」の設置(24年8月)
- 金融機関における気候関連リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認し報告書を公表(25年6月)
- 第2回シナリオ分析を実施し報告書を公表(25年6月)

国際展開

- 23年6月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信[大手金融機関等]
- 「アジアGXコンソーシアム」キックオフ会合の開催(24年3月)[金融庁、経済産業省等]

- 「アジアGXコンソーシアム」の設立(24年10月)、トランジション・ファイナンスの国際的な推進に向けた更なる議論
- 第2回AZEC首脳会合での共同声明(24年10月)

地域GX

- 地域企業への支援策の浸透等[地域金融機関等]

- 地域金融機関等向けの説明会等を通じた、関係省庁と連携した補助事業の展開支援(25年3月)等

カーボン・クレジット市場

- 取引所での市場取引の開始(23年10月)[東京証券取引所]
- GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展[経済産業省等]
- 「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」での議論の開始(24年6月)

- 「GX2040ビジョン」の策定(25年2月)、排出量取引制度の詳細を定めるGX推進法の改正(25年5月)[経済産業省等]
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等につき検討会で報告書を公表(25年6月)

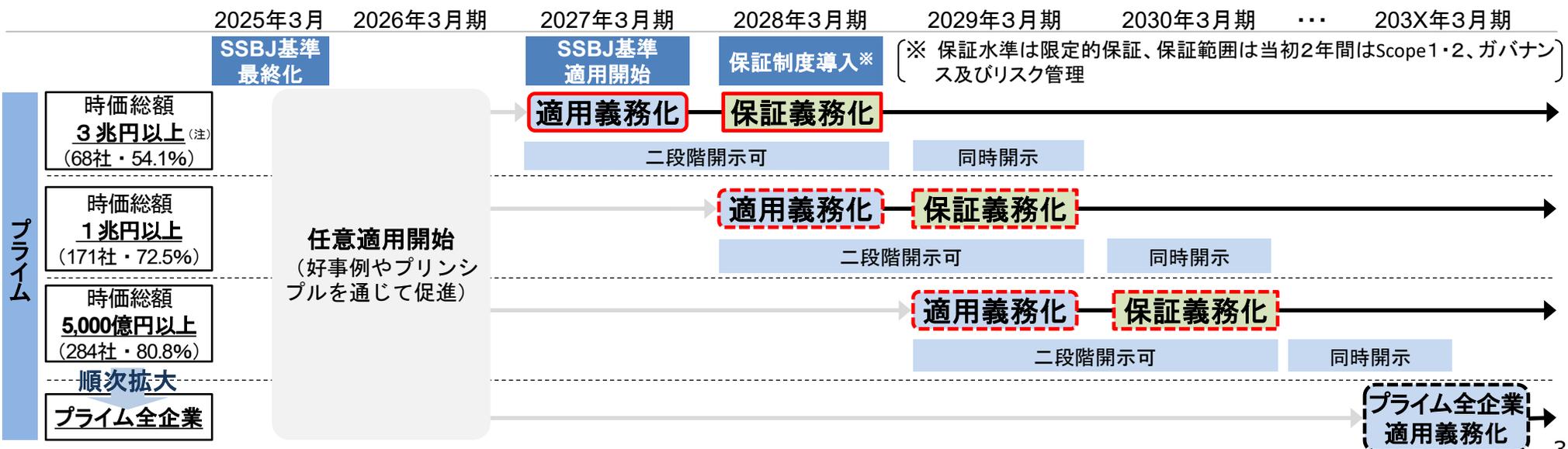
サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案

開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場である**プライム市場の上場企業に対し、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付ける。これにより、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、時価総額の規模に応じ段階的に進める。具体的には、
 - 時価総額**3兆円以上**の企業：**2027年3月期**
 - 時価総額**3兆円未満1兆円以上**の企業：**2028年3月期**
 - 時価総額**1兆円未満5千億円以上**の企業：**2029年3月期**
 からの適用開始を基本とし、ii.及びiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。
 (注) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。
- 経過措置としての**二段階開示は、適用開始から2年間とする。**
- **有価証券報告書の提出期限の延長**については、引き続き検討していく。

保証

- **開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け。**
- 保証水準は**限定的保証**(合理的保証への移行の検討は行わない)、保証範囲は**当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)とし、保証の担い手は本WGで引き続き検討。



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ (Bloomberg及びJPX公表統計の2025年3月末時点の情報から作成)。実際は適用となる期の直前までの5事業年度末の平均値を用いる。

アジアGXコンソーシアム

■ 目的：

- アジア地域が世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めていることや今後の経済成長の見通しを踏まえると、世界の脱炭素化に貢献し成長機会を取り込むためには、**アジアにおけるグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を推進**していくことが重要
- こうした観点から、アジア地域において、企業の脱炭素への移行の取組を支援するファイナンス手法である**トランジション・ファイナンス(TF)**を推進すべく、**金融庁とASEAN金融当局が主導**し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟(GFANZ)及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て、**アジアにおける事例等をベースに実務的な議論を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくための枠組みを構築**

■ 経緯：

- 令和6年3月13日：キックオフ会合を開催
- 同年10月2日：**「ハイレベル会合」を開催し、コンソーシアムを設立**

✓ **Japan Weeksの一環としてグローバルな関係者に向け発信**

✓ これまでのテクニカルミーティングでの議論を事務局でとりまとめた**「The Working Paper Regarding Practical Approach to Transition Finance in Asia」(ワーキングペーパー)**を公表

- 同年10月22日：ACMF（ASEAN Capital Market Forum）20周年の式典にて、本コンソーシアムの設立が歓迎

■ 10月2日ハイレベル会合における主なメッセージ：

- **アジアにおけるTFの拡大**は**世界の脱炭素達成**のために重要であり、**地域における大きな投資機会**ともなる
- コンソーシアムでは、アジアにおける**多くの国・地域を巻き込み**ながらTFを推進する観点から、**アジアの文脈を踏まえて**議論を行っていく
- アジアにおいては、**排出目標に現時点では未整合だが整合するために所要の取組を行っている企業への資金動員**が特に重要
- TF案件を経済的に実現可能なものとするうえで、**官民金融関係者がリスクを共有するブレンデッド・ファイナンス**は重要。様々な手法・関係者が存在する中、コンソーシアムは、アジアで**これらを調整するハブ**としての重要な役割を果たしていく

■ 参加者：

金融庁・ASEAN金融当局（※）・ADB・GFANZ・アジアで活動する金融機関(MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA、野村証券、大和証券、日本生命)等

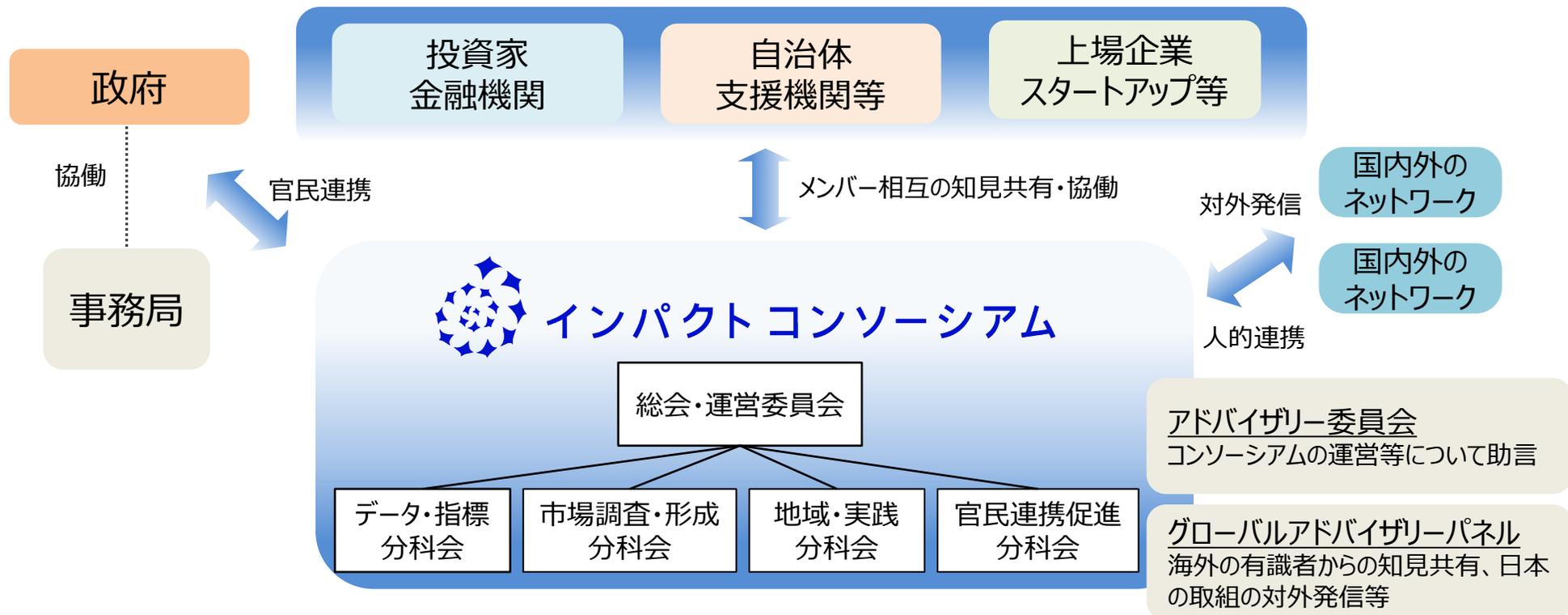
(※) ASEAN金融当局は、ACMF及びWC-CMD（Working Committee on Capital Market Development）の協働参加。コンソーシアムでのアジアの金融当局や民間金融機関との連携を通じ、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の取組にも貢献



ハイレベル会合（令和6年10月2日実施）の様子

インパクトコンソーシアム

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、**インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（2025年5月末で計418法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、投資手法やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



インパクトコンソーシアム 各分科会の今年度成果と来年度方向性

1. データ・指標分科会

テーマ：インパクト企業及び投資家がインパクトの測定・管理に活用できる実践的なデータ・指標の整備のあり方

〔今年度の成果物の内容〕

- ・ インパクトの測定・管理に活用可能な[国内外の指標一覧・データベースの整理](#)
 - ・ インパクト創出を意図する企業・投資家において[関心の高い課題分野の特定](#)（※）、当該分野に係るデータ・指標の整備に向けた[課題の整理](#)
- （※）気候変動・生物多様性、健康・医療、インフラ整備・都市開発

〔来年度の方向性〕

- ・ [関心の高い分野のインパクト指標・データ・事例の整理、インパクトデータベースの案内板の活用](#)に向けた議論

2. 市場調査・形成分科会

テーマ：特に投資実務が定まっていないとされる上場企業へのインパクト投資手法のあり方

〔今年度の成果物の内容〕

- ・ [インパクト及びインパクト投資の定義・考え方、インパクトに取り組む意義・メリット](#)の整理
- ・ 上場企業へのインパクト投資に係る[課題へのアプローチ](#)の紹介
 - [多角的に事業を営む場合](#)のインパクトの[特定・測定・管理](#)
 - インパクトの[開示](#)、企業と投資家間の[対話](#)
 - [アセットオーナーによるインパクト投資](#)

〔来年度の方向性〕

- ・ [インパクトの評価・開示等に関する事例研究・知見共有](#)

3. 地域・実践分科会

テーマ：地域のインパクト企業・金融機関等のケーススタディやフィールドワークを通じた、地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大のあり方

〔今年度の成果物の内容〕

- ・ 地域内外の幅広い関係者間での[共通理解を得る方法論](#)や、[インパクトを事業評価に加味する視点](#)等の整理
- ・ 地域における[取組事例集](#)

〔来年度の方向性〕

- ・ [地域におけるインパクト投資に係るファイナンス手法](#)の事例共有・議論

4. 官民連携促進分科会

テーマ：地方自治体とインパクトスタートアップの連携による社会課題の解決の促進に向けた課題の構造化や課題解決の方向性と手法の検討

〔今年度の成果物の内容〕

- ・ 地方行政におけるインパクトスタートアップのソリューションの活用に向けた[官民連携のノウハウ・事例等の情報を集約](#)
- ・ [今後の事例創出に繋げる](#)ことを目指して、[官民連携に資するノウハウや手法の普及・活用促進方法](#)を検討

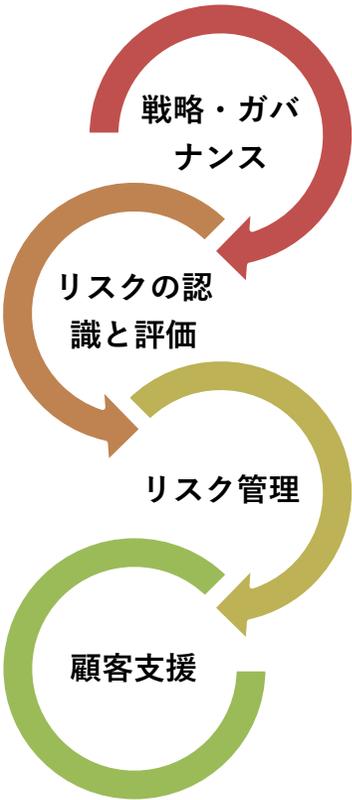
〔来年度の方向性〕

- ・ 「実践ガイド」を踏まえた[自治体とスタートアップの連携の促進](#)

気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題

■ 金融庁は、2025年6月、「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」に関する報告書を公表。

- ✓ 約20社（大手行等・地域銀行・大手生損保）に対する実態把握に基づき、金融機関における取組や課題を整理。
- ✓ 「[金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方](#)」（2022年）の策定以降、金融機関は戦略策定やガバナンス強化、リスク評価、顧客支援等の取組を進展。一方、気候関連リスクの発現時期の不確実性等に起因する定量管理の難しさや、顧客の移行への資金支援による排出量（ファイナンスド・エミッション：FE）の一時的な増加などは継続課題。



主な取組

- 気候変動対応・気候関連リスクを**経営戦略上の重要課題**や**トップリスクの1つ**として位置付け、設定した目標・評価指標達成のための**戦略を策定**
- サステナビリティに特化した会議体の設置や**テーマ監査（内部監査）**を実施
- 気候変動に伴う変化が自社に影響を及ぼす**波及経路を定性評価**及び**シナリオ分析**を活用して**特定**
- 気候関連リスクを**リスクアペタイトフレームワーク（RAF）**に**組み込み**
- 重要度の高いセクター・企業に対する**エクスポージャー**や**排出量のモニタリング**の実施
- 顧客セクター・企業の**対応状況を評価**し、**内部格付・債務者区分**や**エンゲージメント方針**に反映
- 多排出のみをもって**ダイベストメント**は行わず、**エンゲージメント**を通じた**顧客企業への働きかけ**
- 顧客ニーズに応じて、**気候関連ファイナンス**の提供を含む**多様なソリューション**で**顧客支援**を実施

金融機関から聞かれた主な課題

- 気候関連戦略の事業計画等への**落とし込み**
- **顧客企業の戦略の勘案**や**パリ協定**との**整合性の確保**
- **顧客企業の取組差**から生じる**金融機関職員の知識差**
- 顧客企業個社別の分析の**精緻化**や、**分析結果のエンゲージメント**の実施や**投融資の意思決定**等への**活用**
- 気候関連リスクの特徴により、**資本やリスク量のハードリミット**の設定・**運用**を含め**従来の金融リスク管理の枠組**で**管理**することが**困難**
 - リスクが発現する蓋然性や時間軸の不確実性の高さ
 - 非財務データの不足、計測手法が発展途上
- 顧客企業、特に**中堅・中小企業**の**意識醸成**
- **トランジション・ファイナンス**による**FEの一時的増加**
- **収益性の確保**・**リスクリターン**の**バランス**

金融庁は、金融機関の規模・特性等に応じて、具体的な気候変動対応の進め方は異なること等を十分に踏まえ、気候関連リスク管理や顧客支援の状況について、引き続き金融機関と対話を行っていく。

気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【銀行セクター】

■ 金融庁・日本銀行は、3メガバンクと連携し、気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析を実施

- ✓ 第1回と同様、気候関連リスクの定量的な把握ではなく、分析手法にかかる課題把握や改善を目的の主眼とし、銀行の財務への影響が大きい貸出金等の与信への影響（信用リスク）（注）を対象
- ✓ ただし、第2回はNGFSシナリオにストレスを加えた独自シナリオも設定し、より短期間（7年）の移行リスクに焦点

シナリオ分析の枠組み

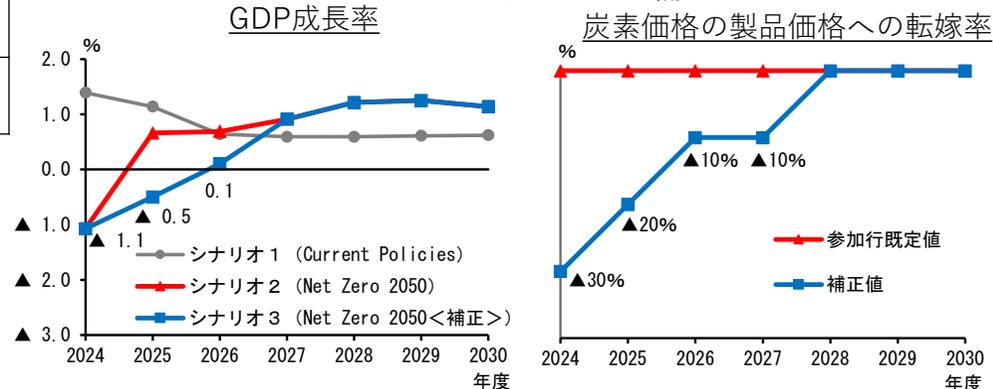
	第2回（今回）	第1回（前回）
分析対象の気候関連リスク	移行リスク	移行リスク 物理的リスク
移行リスクの分析期間	2024年度から 2030年度まで（7年）	2021年度から 2050年度まで（30年）
分析対象の金融リスク	信用リスク（信用コスト）	
対象資産	国内外の与信	
バランスシートの想定	静的バランスシート（規模・構成不変）	
分析アプローチ	ボトムアップ型	

（注）銀行においては、与信業務は最大の収入源であり、バランスシート上、貸出金等にかかる信用リスク資産の占める重要性が大きい。なお、市場リスクの簡易分析によれば、NGFSシナリオに基づく、気候関連リスクの市場リスク（保有有価証券等の時価下落）への影響は、信用リスクへの影響と比べて相対的に小さいと見られた。

第2回シナリオ分析における採用シナリオ

シナリオ 1	Current Policiesシナリオ （NGFSシナリオ第4版） …現行政策以上の温室効果ガス削減対策を実施しないシナリオ
シナリオ 2	Net Zero 2050シナリオ （NGFSシナリオ第4版） …厳格な排出削減政策とイノベーションにより気温上昇を1.5°Cに抑制し、2050年頃に世界のCO2排出量正味ゼロを目指すシナリオ
シナリオ 3	Net Zero 2050シナリオを補正したシナリオ …企業・家計の移行への取組遅延により経済活動が停滞するほか、企業の炭素価格負担の価格転嫁が円滑に進まず、高排出セクターを中心に収益性が悪化するシナリオ

<シナリオ3における補正>



気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【銀行セクター】

- 分析態勢は、第1回以降、**セクター専用モデルによる分析可能な範囲の拡大やモデルに関する文書の整備など充実**
- **参加行間の分析結果の比較を通じ、シナリオ分析の活用に向けた課題について参加行との対話を実施**
 - ✓ ①シナリオの妥当性・整合性、②分析の粒度・不確実性、③態勢整備全般に関して課題を共有

専用モデルのある参加行共通のセクター

主な論点・課題

第2回（今回）

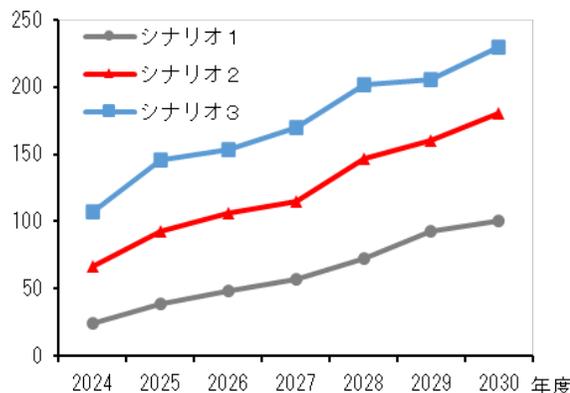
第1回（前回）

石油・ガス、電力
鉄鋼、自動車(完成車)

石油・ガス、電力

(注) 参加行各自のリスク認識に応じこの他のセクターの専用モデルを開発

累積信用コスト推計結果（参加行計）



(注) シナリオ1の2030年度までの累積信用コストを100として基準化。信用コストの推計結果は、参加行の平均的な年間の純利益と比べて相応に低い水準にとどまる。なお、シナリオ分析の手法の高度化やデータ整備は今後も進展し得ることから、この結果をもって、気候関連リスクの影響について確定的な評価を行えるものではないことに留意が必要。

①シナリオの妥当性・整合性

- ✓ 与信先個社の移行戦略が必ずしも十分に反映されていない
- ✓ シナリオ分析の目的に応じて、与信先個社の移行戦略とシナリオの乖離が分析結果に与える影響に留意
(なお、機会に着目した分析の参考として、トランジション・ファイナンスに関する学術研究や参加行との対話、シナリオ分析のモデル化の一例を紹介)

②分析の粒度・不確実性の取扱い

- ✓ 炭素価格負担の製品価格への転嫁率の設定によって結果が相応に変わり得ることの理解（他の重要なパラメータの特定、感応度分析も有用）
- ✓ 化石燃料関連製品等への需要が趨勢的に減少し、既存設備の収益性が低下することに伴う固定資産の減損処理の考慮

③シナリオ分析の態勢整備全般

- ✓ 活用に向けては、気候関連短期シナリオ分析と従来のリスク管理における想定の違い（ベンチマーク・シナリオの違いなど）の認識と整理が必要
- ✓ 与信先の開示内容や粒度等、データ収集における課題

金融庁・日本銀行は、今後、第1回及び第2回シナリオ分析を通して明らかになった課題への対応の方向性を含め、シナリオ分析の手法や活用方法について金融機関と議論を進めていく。

気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【保険セクター】

■ 金融庁は、損害保険会社19社と連携し、気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析を実施

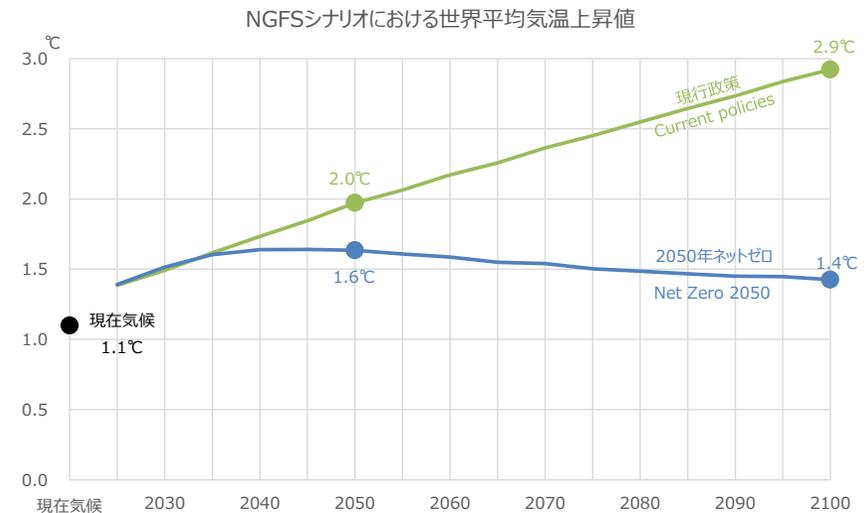
- ✓ 第2回シナリオ分析では、第1回シナリオ分析で得られた課題等を踏まえ、損害保険料率算出機構のリスクモデルを使用。これにより対象社の拡大と、10万イベントのシミュレーションに基づく確率論的な分析が可能になった。
- ✓ 当庁によるトップダウン分析と損害保険各社によるボトムアップ分析を組み合わせたハイブリッドの分析を実施。

シナリオ分析の枠組み

主な項目	第2回（今回）	第1回（前回）
分析対象の気候関連リスク	急性物理的リスク（風災・水災）	
移行リスクの分析期間	現在、2050年、2100年	
分析対象のリスク	保険引受リスク（保険金支払額の変化）	
対象社（数）	19社（注）	大手3損保グループ
使用するリスクモデル	損害保険料率算出機構のリスクモデル	各社が使用するリスクモデル
評価イベント数	風災・水災それぞれ10万イベント	特定イベント（風災2、水災1）
分析アプローチ	ハイブリッド（トップダウン型 + ボトムアップ型）	ボトムアップ型

第2回シナリオ分析における採用シナリオ

シナリオ 1	Current Policiesシナリオ （NGFSシナリオ第4版） …現行政策以上の温室効果ガス削減対策を実施しないシナリオ
シナリオ 2	Net Zero 2050シナリオ （NGFSシナリオ第4版） …厳格な排出削減政策とイノベーションにより気温上昇を1.5°Cに抑制し、2050年頃に世界のCO2排出量正味ゼロを目指すシナリオ

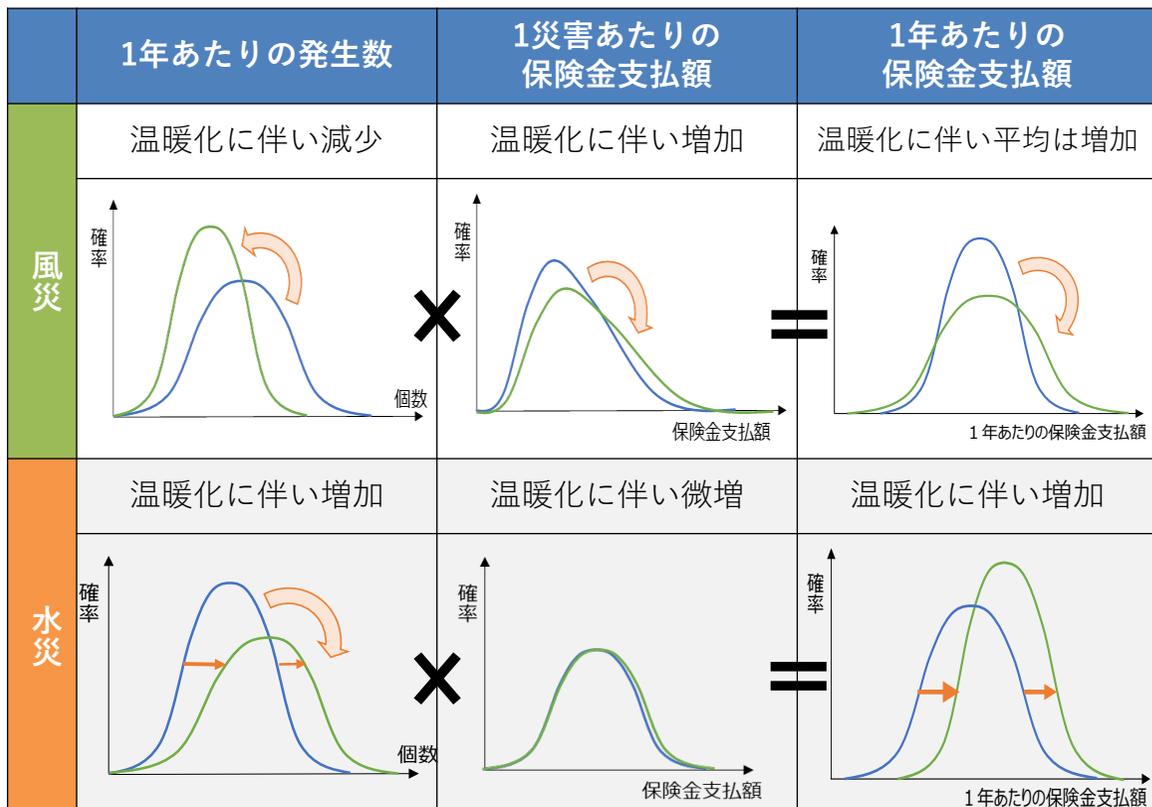


（注）2023年度の火災保険の元受収入保険料は、対象の19社で99.1%を占める。

気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【保険セクター】

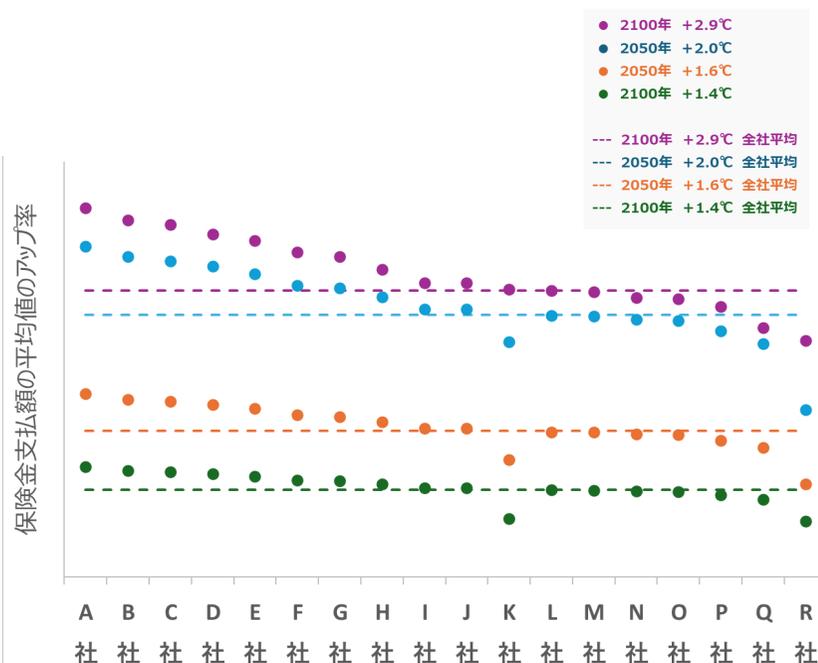
- 1年あたりの保険金支払額の確率分布を見ると、風災は分散が大きくなる（フラット化）とともに増加（右シフト）し、水災は全体的に増加（右シフト）する。また、その平均値はいずれも温暖化とともに増加する。（トップダウン分析）
- 平均および再現期間別の保険金支払額を保険会社別に比較すると風災・水災ともに相応の差異が見られた。原因は、地域別、構造別、築年数別、保険の対象別等の契約ポートフォリオの違いの可能性もある。（ボトムアップ分析）
- 第2回シナリオ分析から、**①脱炭素社会への移行を進めることの重要性、②損害保険会社が防災・減災サービスの活用を後押しすることの重要性、③再保険会社と持続可能な再保険構築に向けた対話を行うことの重要性** が確認された。

トップダウン分析結果



ボトムアップ分析結果

各社別保険金支払額の平均値のアップ率
(風災の例)



カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会 報告書（概要）

- **カーボン・クレジット**は、脱炭素の取組へのインセンティブの付与等、**2050年カーボンニュートラル実現において重要な役割を担う**ことが期待されている。2026年度からの排出量取引制度の本格稼働を契機として、より一層の**取引の拡大・多様化**が見込まれる。こうした状況の下、他の金融資産同様、**カーボン・クレジット取引の健全な発展のためには、その透明性・健全性（Financial Integrity）の向上による投資家保護の確保**が重要。
- こうした観点から、2024年6月より本検討会を開催。金融界を中心とする関係者へのヒアリングを通じて把握されたカーボン・クレジットの取引実態等を踏まえ、**取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、2025年6月に報告書として公表**。

I. 足許の取引に係るストックテイクの成果

取引プラットフォーム、売買に係る仲介、組成支援、金融関連商品の組成、リスク管理、信頼性評価、テック活用等の実態・事例

II. 論点整理の骨子

1. 取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

- ✓ 適切な情報開示、利益相反の防止、関係法令の遵守
- ✓ 取引参加者の知識・経験等の適格性
- ✓ 円滑且つ健全な市場形成に向けた実務の創意工夫・関係者間の連携
- ✓ 法的性質・会計上の位置付け

2. 取引仲介者・クレジット売主に関する事項

- ✓ 顧客属性等に応じた適切な商品説明・販売
- ✓ 顧客本位の業務運営の確保
- ✓ 取引仲介者におけるリスク管理

3. 取引所・取引インフラに関する事項

- ✓ 登録簿の正確性の確保、公正な市場アクセス・取引の確保
- ✓ 取引所・決済インフラのリスク管理
- ✓ 取引の標準化（データ・契約書・商品設計等）
- ✓ デリバティブ取引に係る留意事項
- ✓ クレジット評価機関の透明性・公平性

4. クレジット買主に関する事項

- ✓ クレジット評価や保険サービスの活用のあり方
- ✓ カーボン・オフセットに係る情報開示のあり方（クレジットの性質等）
- ✓ 利用者の気候戦略におけるクレジットの位置付け

- 足元の取組の進捗状況について

- 今後の課題について